

いじめ防止基本方針

2026年（令和8）年度 改訂



栗東市立葉山中学校

はじめに ～いじめ防止基本方針の策定にあたって～

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するだけでなく、広く生徒の人権を侵害し、時には、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。そして、いじめは様々な形態があり、誰もがいじめの側、いじめられる側になることがあります。「いじめは決して許されない」ことを前提とし、すべての生徒に向けた対応が求められます。

いじめられた生徒は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。生徒自身や子どもを取り巻く大人が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが極めて大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応はどんどんむずかしくなっていきます。

したがって、いじめを未然に防止すること、あるいはいじめを早期に発見し、迅速な解決を目ざすことが、何よりも重要となります。

これらの考えに基づいて、本校では「いじめ防止基本方針」を策定し、生徒・教職員・保護者・学校関係者・地域住民等の共通理解と協力のもとに、教育活動全体を通して、いじめの根絶に向けた取り組みを推進します。

2026年(令和8年)4月1日

栗東市立葉山中学校長
葉山中学校いじめ対策委員会

1. いじめとは(いじめの定義)

葉山中学校では、いじめ防止対策推進法(以下、「法」と略す。)に基づき、以下のようにいじめを定義し、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの解決の対策(以下、「いじめ防止等」と略す。)を推進します。

「いじめ防止対策推進法」第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1)「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (2)「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- (3)「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)などをいう。
- (4)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようにあっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。

2. いじめの認知

上記の法律が規定するいじめの定義では、以前の社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することになります。かつてのいじめの定義であった「自分より弱者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が、法律上の定義には含まれてはいません。このことは、いじめとして認定するのに時間を要し、結果として指導や支援の機会を逸し、市街の放置・拡大となり、最悪の事態を招いてしまった過去の事案から決められたものです。

ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまわないように、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることができるよう、法の趣旨を踏まえ躊躇せずに認知することが何より重要だと考えています。

葉山中学校では「決して見逃さない」を基本方針にし、「ふざけ」や「じゃれあい」等の見極めが難しい場合でも、いじめによる自殺等の重大事態を防ぐために「疑わしきは対処する」ことが重要だと考えています。

いじめ認知の4要素

- ①行為をしたものAも行為の対象となった者Bも児童生徒※1であること。
- ②AとBの間に一定の人的関係※2が存在すること
- ③AがBに対して心理的又は物理的な影響(インターネットを通じて行われるものも含む)※3を与える行為をしたこと
- ④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じている※4こと

※1 児童生徒:小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼児部を除く)に在籍する児童または生徒を指す。

※2 一定の人的関係:学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※3 物理的な影響:身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※4 心身の苦痛を感じている:いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど確認する必要がある。

3. いじめといじめ容認の禁止

生徒に関わる大人は、次の2点をあらゆる機会にあらゆる場所で教え続けます。

- (1) いかなる場合でも、またどんな理由があってもいじめやそれに類する行為を行ってはいけません。
- (2) いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員や保護者、地域の大人に報告や相談をしなければいけません。

4. いじめの防止や早期解決のためのポイントと組織

葉山中学校では、いじめは、社会性の未熟な子どもの集団に起こりやすいことを踏まえて全ての生徒に、心の通う対人関係が構築できる社会性と他人の痛みが分かる感受性や思いやりの心を育むことで、いじめを許さない心の基盤づくりを進めます。そのためにも、規範意識や自尊感情を高め、人権を尊重する実践的態度を身に着けられるよう、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、学校教育活動全体を通して、いじめや差別を許さない学校づくりに努めます。

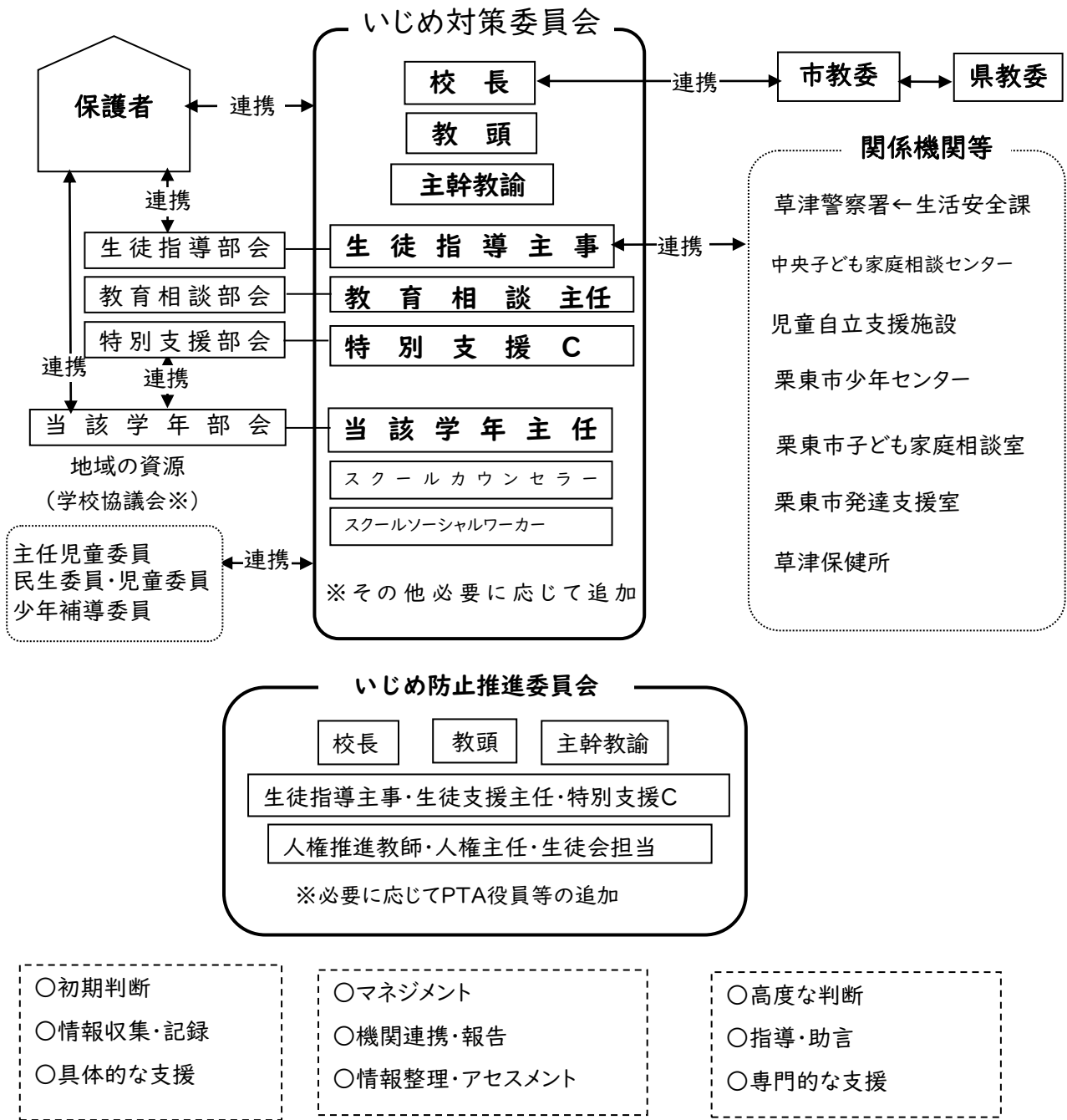
また、いじめの解決に当たっては、終始いじめられた生徒の立場になり、生徒本人や周辺の状態等を客観的に確認し、加害生徒と保護者を含め、関係者の理解と協力を得ることが重要です。そのためには、当該行為がいじめであるか否かを速やかに判断し、他の教育活動に優先して、組織の総力をあげて取り組む必要があります。

また、教職員が、いじめを抱え込んだり軽視したりすることなく、解決に向けて積極的に取り組んでいくためには、いじめの認知から対処までを個々の教職員に委ねることなく、学校主体の組織を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門的な意見を反映するなど、学校組織として進めることが必要となります。

そこで本校では、いじめの防止等の対策のための組織(法第22条)として、以下のような「いじめ対策委員会」を設置し、これがいじめ防止等に関わる意思決定と連携の機能を任じます。その一方で、当該行為が「いじめ」であるという認定については、「いじめ対策委員会」以外の部会や会議でも認定できる仕組みを設けて、「いじめ対策委員会」の判断を待つことなく、最前線にいる教員が、問題解決に向けて、迅速かつ主体的に対応できるように柔軟な体制づくりを進めます。

また、いじめ認知までの聞き取りの記録や学校いじめ対策委員会での記録、生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存することで正確な事案の情報共有と支援内容を確認できるようにします。

<推進体制(イメージ)>



※学校協議会とは、学校教育の成果向上を目的とした校長の諮問機関

5. 学校全体としての取組

(1) 学校の基本姿勢

いじめの未然防止と発生後の早期解決に向けて、本校の全職員と関係者が一体となって以下の取組みを進めます。

- ①解決に向けた取組みは、いじめを受けた生徒といじめを知らせた生徒の生命・心身を保護することを最優先に進めます。
- ②栗東市の「いじめ基本方針」をもとに、いじめの防止、早期発見、対処に関する取組み方法等を具現化し実践します。
- ③校内の職員研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組みを充実させます。
- ④全教職員で絶えず情報交換と共通理解を図り、学校マネジメントシステムを確実に機能させながら、PDCAサイクルによる継続的な改善を図ります。

(2) いじめの防止の取組

いじめの防止については、以下を重点事項として、全ての生徒に、学校教育活動全般を通して「いじめは決して許されない」ことへの理解を強く促し、日常の活動の中で一人ひとりを見つめ見守ります。

- ①いじめはどんな理由があっても許されない行為であることを教え続けます。
- ②道徳教育の充実を図り、心の通う対人関係が構築できる社会性と、豊かな人間性を育みます。
- ③学級活動等を通じて、正義が支持され、お互いの個性や多様性を認め合い、安全安心に生活できる集団づくりを進めます。
- ④人権教育や体験活動等の充実を図り、自尊感情と他人の痛みがわかる感性を育みます。
- ⑤情報モラルやリテラシーを身に付けさせるための教育を推進し、インターネット上のいじめの現状や危険性について、生徒及び保護者への啓発に努めます。
- ⑥生徒会活動など、生徒自らがいじめの問題を自分事として捉え、自発的・主体的な活動を通して、課題解決能力の育成を進めます。
- ⑦進学・進級に際して、「いじめ」に係る情報を確実に引き継ぎます

(3) いじめの早期発見の取組

いじめの被害の拡大を防ぐとともに、早期の解決を図るためには、早期の発見が重要なカギを握ります。そこで早期発見に向けて、以下の取組みを進めます。

- ①学校が、生徒にとって安心できる場所であるために、教職員自らが、生徒との関係性を構築し、信頼関係作りに努めます。
- ②すべての教職員は、個々の生徒の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめの可能性を疑い、積極的な関わりを持ちます。
- ③学年主任と学級担任で学年の様子を毎日振り返り、生徒指導部と情報共有します。

- ④生徒の心の変化をとらえるため、ICTを使った心の健康観察や日記等を活用します。
- ⑤潜在的ないじめの発見に向けて、定期的なアンケート調査を実施します。
- ⑥いじめの兆候等を把握するため、定期的な教育相談期間を設定し、実施します。
- ⑦生徒や保護者が、いじめを訴えやすい環境や体制を整えるため、電話相談窓口等の支援資源を周知します。
- ⑧地域・家庭・関係機関と連携して、継続して生徒を見つめ見守ります。

(4) いじめの解決の取組

いじめが認知された場合は、迅速かつ正確に以下の取り組みを進めます。

- ①いじめを認知した教員は、速やかに学年主任、生徒指導主事に報告し、初期対応を進めるとともに迅速かつ組織的に対応します。
- ②初期対応では、いじめを受けた生徒の心身の安全の確保を最優先に進めます。あわせて、いじめを知らせてきた生徒の心身の安全を確保します。
- ③その後、加害側・被害側・周辺生徒それぞれに事情を聞き取り、集約整理しながら、事実関係を明らかにします。
- ④生徒自身が解決したいという思いを尊重、支援し、解決できる事案については、教員が間に立ち、解決に導きます。
- ⑤加害者への適切な指導や支援で再発を防ぎます。
- ⑥生徒指導主事は、教頭・校長に報告するとともに、方針と取り組み案を作成します。
- ⑦校長は、「いじめ対策委員会」を開催し、方針と具体的な取り組みを決定します。
- ⑧方針に基づき、家庭や教育委員会等へ報告・相談し、連携・協力できる体制を速やかに構築します。また事案に応じて、警察等関係機関との連携を図ります。

(5) 家庭及び地域と連携した取組

いじめ防止等を地域、家庭と連携して進めるために、以下の取り組みを進めます。

《家庭連携》

- ①学校便りや、学年・学級通信等により、いじめとその予防に関わる情報を積極的に発信・提供します。
- ②学校・保護者間の連絡を密にし、子どもたちが抱える問題を共有します。
- ③PTAに働きかけ、「いじめの未然防止」等をテーマとした研修会の充実を図ります。

《地域連携》

- ①生徒が地域行事に積極的に参加するよう働きかけます。
- ②「学校協議会」において、いじめを議題として提出し、様々な立場の参加者に意見と協力を求めます。
- ③いじめ防止等に関わる地域への周知に向けて、主任児童委員や民生委員児童委員等に協力を求めます。
- ④地域の関係団体との連携を推進します。

6. 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、関係機関と以下の連携を図ります。

- ①解決に至るまで、市教育委員会や関係機関と継続的に連携します。
- ②犯罪行為として取り扱われるべき「いじめ」（疑いを含む）を認知した場合や、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、速やかに警察に相談・通報します。その際には、加害生徒への教育的な配慮や被害生徒の不安への配慮を踏まえ、必要な情報を適切に伝えます。
- ③生徒や保護者に対して、必要に応じて医療機関などの専門機関を紹介し、連携して取り組みを進めます。

7. 重大事態への対処

(1) 「重大事態」とは

重大事態とは、いじめによる次のような事態を意味します。

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い	○児童生徒が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障がいを負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合、など
②相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い	○不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。 ※ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手します。

※上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為について、以下の事項を明らかとし、客観的な事実関係を速やかに調査します。

- ①いつから（いつ頃から）行われたか
- ②誰から行われたか
- ③どのような態様だったのか
- ④いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ⑤学校教職員がどのように対応したか

調査においては、累積性、複合性について<遡及調査>ならびに<周辺調査>を行います。なお、この調査は、学校と市が事実に向き合うことと、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とするもので、訴訟等への対応を目的とするものではありません。調査を実りあるものにするために、真摯に事実と向き合い、主体的に再発防止に取り組みます。

また、重大事態となる可能性ある事案については、早期にスクールロイヤー等から適切な指導・助言を受けて対応に当たります。

8. 再発防止の取組

(1) 対応結果の確認・再発防止の取組

① 対応結果の確認(情報共有、対応策の検討)

対応の結果(被害、加害、周囲の生徒の状況、学級、集団の状態)について確認、情報共有し必要に応じて対応策を修正します。

② 再発防止の取組み(継続的な指導・支援の実施)

再発防止の取組み(対応策)を修正しながら継続して実施し、学校全体でいじめ未然防止・早期発見・早期対応する体制・雰囲気醸成します。

必要に応じてスクールカウンセラーなどの専門家の助言や支援を受けます。

(2) 継続的な見守りの取組

① 事案発覚から「いじめの解消」の2要件が満たされているか確認します。※いじめの2要件とは

○いじめが止んでいる状態が相当期間(少なくとも3か月を目安)継続しているか。

○いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害者児童生徒本人及び保護者に対して、面談等により確認できているか。(年2回確認)

② 安易にいじめが解消したと考えずに、関係児童生徒の見守り・状況把握に努め、再発防止を図ります。

9. 基本方針の見直し

生徒や学校の実態あるいは課題対応の検証を通して、定期的に基本方針の見直しを行います。

10. いじめ防止等に向けての年間計画

<2026(令和8)年度 栗東市立葉山中学校 いじめ防止行動計画・年間計画>

月	教職員・児童生徒の取り組みや活動	PTAの取り組みや活動 地域への働きかけや活動
4月	<input type="checkbox"/> 学級開き <input type="checkbox"/> 学年オリエンテーション <input checked="" type="checkbox"/> いじめ・生徒理解のための職員研修(方針の提案・周知) <input checked="" type="checkbox"/> 防犯教室・初発型とスマホ(1年生) <input type="checkbox"/> 保護者懇談	
5月	<input type="checkbox"/> 保護者懇談 <input checked="" type="checkbox"/> 生徒総会	
6月	<input checked="" type="checkbox"/> 生活アンケート①(いじめ実態の把握) <input checked="" type="checkbox"/> 教育相談①(担任・SCによる相談) <input type="checkbox"/> SCによるソーシャル・スキル・トレーニング(1年)	◆学校協議会①(情報提供・諮問)
7月	<input type="checkbox"/> 三者懇談会 <input checked="" type="checkbox"/> いじめの解消確認 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ見守り生徒の認定解除確認 <input checked="" type="checkbox"/> アセスアンケート①	
8月	<input checked="" type="checkbox"/> 「いじめ防止基本方針」の見直し、上半期の事案確認 <input checked="" type="checkbox"/> アセスの結果から生徒の実態把握と支援方針の検討	
9月	<input checked="" type="checkbox"/> 教育相談②(リクエスト相談)	
10月	<input checked="" type="checkbox"/> 教育相談②(リクエスト相談) <input checked="" type="checkbox"/> 生徒会による啓発活動	
11月	<input type="checkbox"/> SCによるソーシャル・スキル・トレーニング(2年・3年) <input checked="" type="checkbox"/> アセスアンケート② <input checked="" type="checkbox"/> 生活アンケート②(いじめ実態の把握)	◆学校協議会②(情報提供・協議)
12月	<input checked="" type="checkbox"/> 人権週間 <input type="checkbox"/> 三者懇談会 <input checked="" type="checkbox"/> いじめ解消確認 <input type="checkbox"/> 入学説明会 親子スマホ教室	
1月	<input checked="" type="checkbox"/> 人権ネット研修 <input checked="" type="checkbox"/> アセスの結果から生徒の実態把握と支援方針の見直し	
2月	<input checked="" type="checkbox"/> 「いじめ防止基本方針」の検証評価と次年度に向けた修正	
3月	<input checked="" type="checkbox"/> 次年度「いじめ防止基本方針」の検討協議 <input checked="" type="checkbox"/> いじめの解消確認と来年度への引継ぎ	◆学校協議会③(学校評価考察)
年間を通じた取り組み	<input type="checkbox"/> ○道徳の授業:(毎週1回) <input type="checkbox"/> ○保健体育授業(2年犯罪被害・性被害等の学習) <input type="checkbox"/> ○人権についての学習 <input type="checkbox"/> ○心の健康観察(毎朝)	◇少年補導委員による見守り・巡回 △PTA補導員による見守り・巡回

<記号の意味>□:教職員の取り組みや活動 ○:児童生徒の取り組みや活動 △:PTAの取り組みや活動

◇:地域への働きかけや活動...としています。また特に重点的な取り組みには■●▲◆をつけています。